

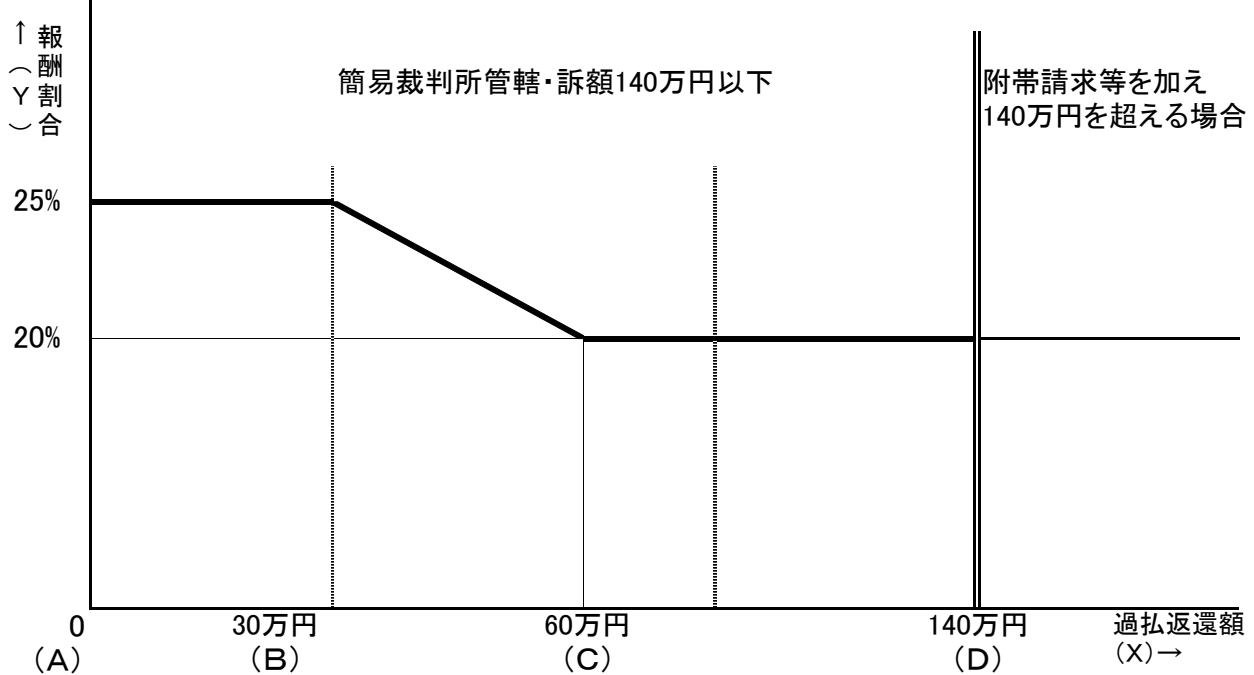
訴額140万円以下の不当利得返還請求事件の報酬について

平成24年1月1日
司法書士法人なのはな法務事務所

お客様各位

当事務所の過払金返還成功報酬(簡易裁判所管轄)は、原則として、以下のとおりでございます。詳細は事前に司法書士にご確認下さい。

※訴訟によって、過払金の返還を受けた場合



- ・(A)から(B)までは「 $Y(\%) = 25\%$ 」
- ・(B)から(C)までは25%から20%へ逡減していきます。
- ・(C)から右側は「 $Y(\%) = 20\%$ 」

※なお、訴訟によらずに、過払金の返還を受けた場合には、返還額を問わず、報酬割合は20%となります。